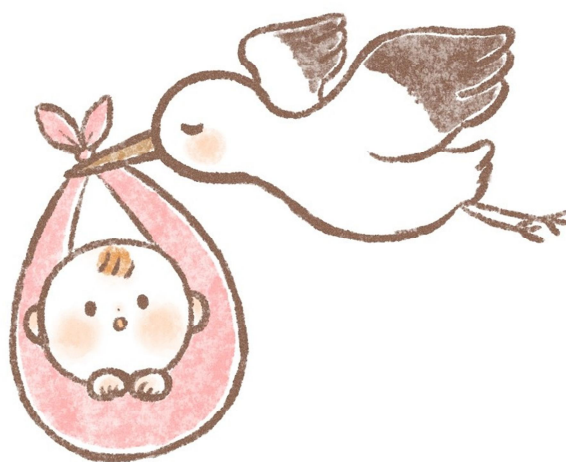


令和8年度

藍住町 赤ちゃんのご家族のための説明書

妊娠おめでとうございます♪



藍住町で行っている「母子保健事業」等をご紹介します。
この説明書と一緒にお渡する、母子健康手帳別冊の各種健診受診票は
公費負担を行う受診票ですので、なくさないように大切に保管してください。

双胎(ふたご)以上のお子さんを妊娠されていると分かった場合は、
母子健康手帳等の追加交付がありますので、こども家庭センターに来所してください。

保護者の氏名： _____

： _____

子どもの氏名： _____

《 妊婦編 ～妊娠がわかったら～ 》

①妊娠届出と母子健康手帳の交付

- ◎母子健康手帳・・・母と子の大切な健康記録です。
- ◎共通診療ノート・・・ 医師が妊娠中の健康状態を知るためのノートです。緊急の場合、どこの病院の医師が診ても妊娠の経過や検査結果が分かり、適切な対応ができます。受診する際には、母子健康手帳と一緒に必ず持参してください。



②妊婦・産婦一般健康診査受診票等の交付

- ◎赤色ラインの用紙・・・・・・・・1枚交付
8週頃の健診でご使用ください。
- ◎水色ラインの用紙・・・・・・・・9枚交付
12週頃、16週頃、24週頃、28週頃、32週頃
34週頃、37週頃、38週頃、39週頃 の健診で
ご使用ください。
- ◎ピンク色ラインの用紙・・・・・・4枚交付
20週頃、26週頃、30週頃、36週頃の健診で
ご使用ください。
- ◎オレンジ色ラインの用紙・・・・2枚交付
産後2週間健診、1か月健診でご使用ください。

※多胎妊婦超音波検査受診票・・多胎(ふたご)以上のお子様を妊娠の場合、
2枚交付します。
18週頃、22週頃の健診でご使用ください。

※県外医療機関などで妊婦・産婦健診を受診される場合
県外医療機関で受診される妊婦・産婦一般健康診査費用の一部を助成しています。

③妊婦のための支援給付(1回目)

妊娠届出時に、申請書をお渡しします。妊婦本人へ現金5万円を給付します。

④妊娠中期の面談

妊娠からの切れ目のない支援のために、妊娠34週頃に電話訪問を行います。

⑤育児レッスン(赤ちゃんのお風呂等)

ご家族が安心して赤ちゃんを迎えることができるように、沐浴や洋服の着替え方等を体験できます。対象時期にご案内します。



⑥妊婦訪問

病気を伴う妊娠・心配があるときなど、保健師や助産師が訪問して相談に応じています。

⑦電話相談・個別相談

妊娠中は、赤ちゃんが発育するにつれて、母体にいろいろな変化が起こります。つわりのときの食事や妊娠中の生活など、保健師や助産師、管理栄養士が相談に応じています。また必要があれば、訪問も行います。

⑧RSウイルス感染症予防接種

対象者:妊娠28週から37週に至るまでの方(妊娠28週0日から36週6日までの方)
予診票は妊娠届出時にお渡しします。かかりつけの産婦人科等で接種してください。県外の医療機関で接種を希望される場合は事前に手続きが必要ですので、お早めに保健センターまでお問い合わせください。

①～⑦について

詳しいことは、こども家庭センターまで Tel692-0805

⑧について

詳しいことは、保健センターまで Tel692-8658

《 乳幼児編 ～赤ちゃんが生まれてから～ 》

①子どもはぐくみ医療費助成事業 ※所得制限はありません。

子どもが、病気にかかったとき、18歳に達する年度末まで医療費を助成する制度です。

<自己負担金>

- 通院 0歳～2歳 自己負担金なし
- 入院 0歳～18歳に達する年度末まで 食事療養費のみ自己負担
- 通院 3歳～18歳に達する年度末まで 1か月1医療機関あたり600円まで

※調剤薬局での自己負担金は不要です。

子どもの加入医療保険情報がわかるものをご持参のうえ、福祉課で申請してください。

②児童手当

児童手当は、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方が支給対象です。福祉課で申請してください。

③藍住町指定ごみ袋無償交付事業

乳児(0歳)を養育されている家庭に対し、町指定ごみ袋の無償交付をしています。

(燃やせるごみ用45リットル100枚 該当のお子様に対し1回限り)

受取方法:出生届等を提出する際、住民課から渡される『藍住町指定ごみ袋無償交付券』を、福祉課までお持ちください。



① ～ ③ について

詳しいことは、福祉課まで Tel637-3114

④妊婦のための支援給付(2回目)

赤ちゃん訪問時に、申請書をお渡しします。胎児1人につき5万円を妊婦(産婦)本人へ給付します。

⑤赤ちゃん訪問

助産師や保健師が訪問して発育・育児・母乳・産後のお母さんの体のことなどの相談に応じています。生後1~2か月頃に、こども家庭センターから連絡していますが、早めの訪問を希望される場合は、ご連絡ください。

⑥新生児聴覚検査受診票の交付

◎黄色ライン自動聴性脳幹反応検査(ABR)の用紙・・・1枚交付

出産後、新生児期に行う検査です。県内の分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施、または退院後早期に県内の広域契約医療機関で実施する場合があります。

※県外医療機関等で新生児聴覚検査(初回検査)をされる場合

県外医療機関等で受診される新生児聴覚検査費用の一部を助成します。



⑦乳児一般健康診査受診票の交付

◎緑色ラインの用紙・・・2枚交付

病院での健診(1か月、3・4か月児健診等)で使用ください。乳児期は、身体やこころの発育面で重要な時期です。

※1歳のお誕生日以降は、使用できませんのでご注意ください。

※徳島大学病院でご出産された方・・・徳島大学病院では、1か月健診以外での使用はできません。

⑧藍住町産後ケア事業

産後のお母さんの心身の回復や育児不安の解消のため、訪問や日帰り又は宿泊で、施設を利用してもらい、そこで育児の支援や授乳指導・育児相談が受けられる事業です。

⑨産前・産後サポート事業「salon de りぼん」

対象:生後2か月から生後5か月までの乳児とその家族

参加者同士の交流や乳児の体重測定、助産師とのお話・育児相談が出来ます。

対象時期にご案内します。



⑩電話相談・個別相談

赤ちゃんが成長・発達するにつれて、いろいろな心配ごとがでてくるものです。成長・発達・育児・離乳食のことなど、こども家庭センターの保健師や助産師が相談に応じています。また、必要があれば訪問も行っています。

④ ~ ⑩ について

詳しいことは、こども家庭センターまで TEL692-0805

⑪乳幼児健診

◀ 集団健診 ▶

保健センターで実施しています。該当期にご案内を送ります。

(健診日については、保健事業計画カレンダーをご参照ください。)



○股関節脱臼検診(3か月～5か月頃に案内しています)

股関節脱臼は、脚の付け根の関節がはずれる病気で、1000人に1～3人程みられます。歩行開始後など、発見が遅れると治療が難しくなることがあります。

検診では、問診、整形外科医による診察、相談を行います。

○1歳6か月児健診(1歳6か月頃に案内しています)

1歳6か月頃は、乳児期から幼児期への移行期であり、ひとり歩きや意味のある言葉が出始め、生活リズムが安定する時期です。

健診では、問診、身体計測、内科診察、歯科診察、相談を行います。

○3歳児健診(3歳6か月前後に案内しています)

3歳頃は、体を使ってよく遊び、日常会話もできるようになります。また、できることは自分でやりたがり、自信がついて、社会性も発達し始める時期です。

健診では、問診、検尿、屈折検査(弱視を早期発見するための目の検査)、身体計測、内科診察、歯科診察、相談を行います。



◀ 医療機関委託健診 ▶

かかりつけ小児科で受診ください。該当期に受診票をお送りします。

○9・10か月児健診(生後9か月～11か月頃に案内しています)

9・10か月頃は、おすわりやはいはい、小さいものを指でつまむといった、運動の発達がみられます。また、喃語や人見知りもみられるようになります。

健診は、かかりつけ小児科で、問診、診察、身体計測、相談等を行います。

※上記以外の母子健康手帳に記載のある健診は、保健センターからはご案内していません。希望される方は、かかりつけの小児科にご相談ください。

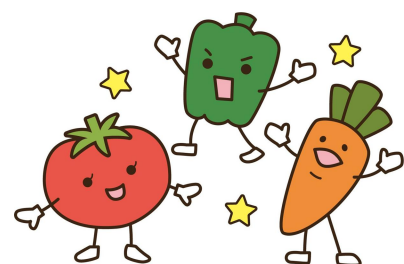
⑫フッ化物塗布(2歳頃にご案内しています)

むし歯予防効果が期待できるフッ化物塗布を推進しています。

むし歯がしやすい時期にさしかかる2歳から3歳にかけて、町内の歯科医院でフッ化物塗布を実施しています。保健センターからご案内をお送りします。

⑬離乳食教室

生後3～5か月頃・生後6～8か月頃の赤ちゃんを育てている保護者を対象に開催しています。管理栄養士による離乳食のお話を行います。該当期にご案内をお送りします。



⑭発達相談

公認心理師による幼児の発達に関する個別相談を行っています。
予約制になっていますので、希望される方は保健センターへご連絡ください。

⑮離乳食相談

毎週月曜日の午後に保健センターで行っています。
予約制になっていますので、希望される方は保健センターまでご連絡ください。

⑯予防接種

保健センターからご案内・予診票をお送りします。
(ご案内時期については、保健事業計画カレンダーをご参照ください。)

⑰電話相談・個別相談

乳幼児の健診に関することや成長・発達のことなど、保健センターの保健師や管理栄養士が相談に応じています。また、必要があれば訪問も行っています。

保健事業カレンダーのQRコード



⑪～⑰について

詳しいことは保健センターまで TEL692-8685

また、子育て支援事業として次のようなものがあります。

● **保育所** *****

保育所は、「保護者が働いている」「保護者が病気の状態にある」などの理由から家庭での保育が十分できないときに、保護者にかわって児童を保育する事を目的とした施設です。

藍住町立中央保育所(奥野字矢上前41番地3)	TEL692-3105
藍住ひまわり保育園(勝瑞字西勝地285番地1)	TEL641-3045
★あいずみ保育園(東中富字龍池傍示44番地1)	TEL692-0234
★藍住あおば保育園(東中富字長江傍示55番地)	TEL692-7218
ニチキッズあいずみ北保育園(住吉字神蔵171番地13)	TEL637-3087
藍住ゆめあい保育園(徳命字元村東121番地3)	TEL692-2358
★藍住南ひまわり保育園(奥野字乾104番地)	TEL676-2210
★認可保育園おひさま(住吉字江端8番地1)	TEL693-3317
★ニチキッズあいずみさかふじ保育園(住吉字逆藤7番地4)	TEL692-7281
★あいあい保育園(富吉字穂実71番地1)	TEL693-3886

(児童対象年齢:0~3歳児、★0~5歳児)

開所時間:月曜日~土曜日の午前7時~午後7時

詳細については福祉課へお問い合わせください。

利用料:所得に応じて異なります。

入所手続:役場 福祉課 TEL637-3114

※延長保育も行っています。(各保育所にお問い合わせください。延長保育は有料です。)



- ◆休日保育:保護者の就労状況により、常態的に休日に保育を必要とする児童をお預かりします。利用できるのは、町内認可保育所に在籍する児童です。休日に保護者就労以外の理由(介護・看護・疾病などの場合)で利用する場合は、1日2,000円の利用料が必要です。



実施保育所 あいずみ保育園(0歳~3歳児)

実施時間 午前8時30分~午後5時

※年末・年始(12月29日~1月3日)は、保育所はお休みのため利用できません。

※詳しくは、実施保育所にお問い合わせください。

● **こども誰でも通園制** *****

保護者の就労の有無にかかわらず、保育所・認定こども園・幼稚園などに通っていない子どもを対象に、月一定時間まで保育所などを利用できる「こども誰でも通園制度」が4月から始まりました。利用には事前に申請が必要です。申請方法や詳細については、町ホームページをご確認ください。

◎対象 0歳6か月から満3歳未満(3歳の誕生日の前々日まで)で保育所等に通っていないこども

◎町内実施施設 町立中央保育所

※その他、実施内容・料金等については実施保育所にお問い合わせください。

●一時預かり・特定保育*****

保育所に入所していない児童の保護者が、リフレッシュ、疾病や入院、事故や災害、仕事上の都合等で緊急・一時的に保育が必要となる場合に児童をお預かりします。

利用にあたっては、事前に登録が必要です。詳しくは、各実施保育所にお問い合わせください。

◎実施保育所: 藍住町立中央保育所 藍住南ひまわり保育園
認可保育園おひさま あいあい保育園

◎実施内容

<一時預かり>・保護者の育児等に伴う心理的肉体的負担の解消等により、一時的に保育が必要となる時(週2回まで)

・保護者の入院・出産等、一時的に保育が困難となる時

<特定保育(中央保育所のみ)>

・児童の保護者のいずれもが、一定程度(1か月当たり概ね64時間以上)の日時について児童を保育することができず、かつ同居の親族等も保育できないときに週3日まで利用できます。

●地域子育て支援拠点事業*****

藍住町にお住まいで、幼稚園に入園前のお子さんとその保護者の方に子育てに関する支援を行う事業です。

◎実施内容: ①育児相談・・・子育ての不安や悩みを気軽にご相談ください。

②子育てに関する情報提供・電話相談

③教室開放・・・在宅の乳幼児に保育所を開放します。教室には、遊具やおもちゃ、絵本などをおいています。保護者同伴でご参加ください。

④各種行事・・・親子で楽しめる行事もあります。

※詳しくは、各実施保育園にお問い合わせください。

◎実施場所

◆藍住ひまわり保育園(勝瑞字西勝地285番地1)・・・Tel641-3045

開設日時: 月曜日～金曜日 午前9時30分～午前11時30分
午後1時～午後4時

◆あいずみ保育園(東中富字龍池傍示44番地1)・・・Tel692-0234

開設日時: 月曜日～金曜日 午前9時～午前11時30分
午後1時30分～午後4時

◆藍住南ひまわり保育園(奥野字乾104番地)・・・Tel676-2210

開設日時: 月曜日～金曜日 午前9時30分～午前11時30分
午後1時～午後4時

◆認可保育園おひさま(住吉字江端8番地1)・・・Tel693-3317

開設日時: 月曜日～金曜日 午前9時～午前11時30分
午後1時30分～午後4時



●**子育て短期支援事業*******

実施場所:鳴門子ども学園(鳴門市)・・・2歳以上

徳島児童ホーム(徳島市)・・・2歳以上

常楽園(徳島市)・・・2歳以上

徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院(小松島市)・・・2歳未満

(ショートステイのみ)

《ショートステイ》

実施内容:保護者が疾病・疲労・出産・事故・災害・失踪・冠婚葬祭等で、児童の養育が困難となった場合、代わりに子どもの養育・保護を行います。

期 間:原則として7日以内

《トワイライト(夜間・休日預かり)》

実施内容:保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり養育が困難な場合。※買い物や旅行等、保護者の私的な理由によるものは対象外です。

料 金:所得に応じて異なります

申し込み:役場 福祉課 Tel637-3114

●**児童館*******

町内には、8つの児童館があります。乳幼児は、午前中のご利用をお願いしています。

・江ノ口児童館(矢上字江ノ口 80 番地1) Tel692-4827

・富吉児童館 (富吉字大向5番地1) Tel692-7045

・勝瑞児童館 (勝瑞字成長70番地5) Tel641-4040

・東中富児童館(東中富字西傍示33番地2) Tel692-8810

・徳命児童館 (徳命字名田152番地2) Tel692-4801

・奥野児童館 (奥野字原27番地1) Tel692-8858

・住吉児童館 (住吉字神蔵78番地) Tel692-0221

・西部児童館 (矢上字北分17番地1) Tel692-7773



●**病児保育(本町と周辺11市町村との広域利用)*******

子どもが病氣中や病氣の回復期にあつて、かつ保護者が就労している等の理由により、家庭で保育が出来ない場合に、子どもを一時的に預かる事業です。

◎利用対象者:生後6か月～小学校6年生まで

◎実施施設

・富本小児科内科 Tel678-2111 ・田山チャイルドクリニック Tel633-2055

・ふじおか小児クリニック Tel622-0012 ・応神ひなたクリニック Tel678-5461

・愛育小児科 Tel635-2299 ・末広ひなたクリニック Tel624-8660

・沖洲ファミリークリニック Tel612-8305

・ふじの小児科クリニック Tel0885-37-0250

・伊勢内科小児科 Tel090-3272-0756

・北島こどもクリニック Tel697-2221(8:00～)

◎申し込み:前日または当日に電話などで利用を希望する医療機関へ直接申し込んでください。

◎料 金:1人当たり日額1,800円

※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税が均等割のみ課税の世帯は900円となります。

- ファミリー・サポート・センター事業*****
0歳から小学生までの子どもの預かりを希望する依頼会員と、当該事業を行うことを希望する提供会員との相互援助活動です。
→板野東部ファミリー・サポート・センターで実施しています。

◎通常サポート

実施内容：保育所、幼稚園への送り迎えや用事のできた時、リフレッシュの際の預かりなど、様々な育児の応援をします。

対象者：藍住、北島、松茂、板野、上板に住んでいるか、5町に勤務地がある方。

0歳から小学校6年生までの子どもの応援を受けたい方。(依頼会員となります)

料金：月～金曜日(午前7時から午後9時まで) 1時間あたり700円
早朝・夜間・土日祝日・年末年始 1時間あたり800円

◎病児病後児預かり

対象者：満1歳から小学校6年生までの病児、病後児を預かってほしい方。

※事前にファミサポ登録されている方でも、病児病後児預かりの登録が必要です。

医師の判断で第三者に預けても良いと判断された場合で、発熱が38.5度未満であること。ただし、ノロウイルス、ロタウイルス、インフルエンザ、コロナウイルス感染症の疑いがある場合は不可。

料金：月～金曜日(午前7時から午後9時まで) 1時間あたり800円
早朝・夜間・土日祝日・年末年始 1時間あたり900円

問い合わせ・申し込み：板野東部ファミリー・サポート・センター
藍住町奥野字矢上前32番地1 勤労女性センター内
☎693-3033

- ★なお、子どもを預かることのできる提供会員や子どもを預けたり、預かったりの両方のできる両方会員についても随時募集しています。



●こども家庭センター*****

☆母子保健担当☆

安心して妊娠・出産・子育て期を過ごすことができるよう、保健師や助産師が、お母さんやお子さんの健康や、子育てに関する様々な相談に対応します。

《主な業務内容》

- ・母子健康手帳の交付
- ・妊婦一般健康診査受診票等の交付
- ・妊娠・出産に関する相談や情報提供等
- ・こんにちは赤ちゃん訪問
- ・産後ケア事業の利用相談・受付
- ・育児や授乳、離乳食の進め方についての相談
- ・お子さんの成長や発達の相談
- ・お母さんやお子さんの心身の健康状態についての相談



問合せ:こども家庭センター母子保健担当(総合文化ホール1階) Tel692-0805

☆児童福祉担当☆

お子さんや子育て家庭の心配事に応じて、社会福祉士やこども家庭支援員などがこどもの養育相談や児童虐待、ヤングケアラーに関する相談に対応します。

《相談内容例》

- ・子育ての仕方がわからない
- ・イライラして子どもをたたいてしまう
- ・生活が苦しくて子どもに十分な生活をさせられない
- ・望んでいない妊娠で子どもを産むのが不安
- ・自分自身が虐待家庭で育ち、子にも虐待してしまうのではないかと不安
- ・子どもが家に帰りたがらない

上記のみに限らず、子どもと家庭にまつわる困り事について、無料で相談に応じます。

また、要望に応じて関係機関や専門機関の紹介、連絡調整など行います。

問合せ:こども家庭センター児童福祉担当(役場2階) Tel637-3107